

市民交流施設・文化施設のあり方  
～追補版～

令和4年2月

西東京市生活文化スポーツ部文化振興課

## 目次

### 「市民交流施設・文化施設のあり方」～追補版～の策定にあたって

1 「新しい生活様式」と施設のあり方 .....	1
(1)市民交流施設の新たな課題と取組の方向性.....	1
(2)文化施設の新たな課題と取組の方向性.....	4

## 「市民交流施設・文化施設のあり方」～追補版～の策定にあたって

西東京市(以下「本市」といいます。)では、平成31年3月に、市民交流施設・文化施設のあり方(以下「施設のあり方」といいます。)を策定し、両施設における現状と課題、今後の方向性を取りまとめ、令和元年度から、課題の解決に向けて取組を開始しました。

一方で、令和2年1月に、国内における新型コロナウイルス感染症の感染者が確認された後、都市部を中心に急増し、令和2年4月には、国が緊急事態宣言を発出するとともに、東京都においても緊急事態措置が講じられました。

令和2年5月に緊急事態宣言等が解除され、社会経済活動が再開されましたが、その後も感染拡大の状況に応じて、緊急事態宣言等の発出と解除が繰り返されてきました。

この間、市民交流施設や文化施設においても、休館や利用人数・利用方法の制限が行われるなど、施設のあり方を策定した平成31年3月の時点では想定しなかった新たな課題に直面することとなりました。

このような状況を踏まえ、第1章及び第2章からなる現行の施設のあり方を活かしつつ、今回新たに追補版を策定し、新型コロナウイルス感染症に伴う課題やコミュニティ活動等の変化を的確に把握するとともに、今後の方向性についても、これまでの課題と同時並行で取り組むこととし、新型コロナウイルス感染症の経験も踏まえ、「新しい生活様式」にも対応した市民交流施設及び文化施設を目指してまいります。

# 1 「新しい生活様式」と施設のあり方

## (1)市民交流施設の新たな課題と取組の方向性

これまで、「人と人とのふれあいの尊重」等をもって「豊かな地域社会づくりの発展に寄与」することを目的とする市民交流施設において、市民が集い、市民同士の交流が生まれ、多様な市民活動・文化芸術活動、コミュニティ活動につながり、地域社会の形成に資するよう、「交流」を軸とした暮らしに身近で魅力的な場所であることが望ましいと考えてきました。

また、本市の地域コミュニティ施策においては、平成27年より市内の団体、組織をつなぐ緩やかな組織である「地域協力ネットワーク」の設立に取り組んでおり、将来、この「地域協力ネットワーク」が市内4圏域全てで設立されることを見込んでいます。

そのような状況の中、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、「新しい生活様式」の実践が求められるようになったことにより、そのあり方や施設の活用について改めて考え直す契機となりました。

### ア. 新たな課題

市民交流施設のうち、「地域型交流施設」においてそれぞれの施設の指定管理者(管理運営協議会)による地域コミュニティの促進又は市民の文化・教養の高揚を促進する事業については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、令和2年度においては、その多くが中止となりました。

また、「新しい生活様式」の実践が求められるようになったことにより、市民交流施設における市民活動、文化芸術活動、コミュニティ活動等が控えられていることも含め、対面での行事や集いなどの機会が大きく減少したことにより、人と人とのつながりが分断され、従来のコミュニティが希薄化しつつあります。地域コミュニティにおける変化として、SNSやWeb会議システムなどオンラインでの交流が進んだことで、オンラインの場が新たな居場所の一つとして認知されるようになってきました。また、オンラインでの交流が進む一方で、リアルでのつながりや実体験が貴重なものとなり、その価値が再認識されています。このように、「新しい生活様式」の実践により、コミュニティを取り巻く状況は、より高度化、かつ、複雑化しています。

将来、「地域協力ネットワーク」が市内4圏域全てで設立されることにより、地域の団体、住民が連携し、お互いに協力し合い、地域のまちづくりを進める組織体が整備され、「交流」を軸とした市民交流施設との連携を図ることにより、ハード・ソフト両面からの総合的な地域づくりの推進が求められています。

### イ. 取組の方向性

このような社会情勢の変化に対応しつつ、従来からの課題である市民交流施設の利用促進や地域活動の担い手の確保、地域コミュニティ全体の活性化への対応を進めていくことが必要です。

これらを実現するために、以下の取組を検討します。

## ■所管課の変更

市民交流施設の新たな課題を踏まえた上で、各施設の運営体制及び役割を改めて振り返ると、地域型交流施設については、「地域社会づくりを行い、地域に根ざしている団体」が施設の管理運営を担っており、一般型交流施設については、その役割として、「より身近な憩いの場として、地域住民同士の交流施設として、地域コミュニティの形成に寄与する施設」であることから、ともに地域コミュニティ施策との親和性が高く、かつ、地域コミュニティが抱える課題の解決への寄与が期待できる施設であると言えます。こうしたことから、市民交流施設の所管課を、文化振興課から協働コミュニティ課に変更し、市民交流施設と地域コミュニティ施策とを連携した一体性のあるものとしします。

### 【対象施設】

施設分類	施設名
地域型交流施設	南町地区会館
	下宿地区会館
	緑町地区会館
	谷戸地区会館
	向台地区会館
	芝久保地区会館
	東伏見コミュニティセンター
	ふれあいセンター
一般型交流施設	田無町地区会館
	谷戸第二地区会館
	北原地区会館
	上向台地区会館
	芝久保第二地区会館
	柳橋第二市民集会所
	柳沢第三市民集会所
	東伏見市民集会所
	富士町市民集会所
	住吉町第二市民集会所
	ひばりが丘北市民集会所
その他の施設	ひばりが丘市民集会所
	保谷町市民集会所
	東町市民集会所
	緑町市民集会所

#### ■施設・施策の連携による地域活動の促進、地域社会づくり

これまで、市民交流施設は地域の方によるサークル活動や地域活動といった多目的な利用、市によるフレイル予防などの特定分野の事業の開催場所として活用されてきました。今後は、現在の施設利用団体を含めた市民活動団体、地域型交流施設の指定管理者、地域協力ネットワーク及び市民協働推進センター等の協働や、「新たな生活様式」を踏まえたオンラインでの交流ができる環境整備など、施設と施策とが連携することによる地域活動の促進、地域社会づくりの場としての機能の充実を検討します。

## (2)文化施設の新たな課題と取組の方向性

---

これまで、西東京市の文化施設は文化芸術の鑑賞の場として、また、文化芸術に関する活動をする市民が集い、練習し、発表する場としての役割を担ってきました。

しかし、「新しい生活様式」の実践が求められるようになったことにより、文化施設においては、文化芸術活動やその鑑賞のあり方にも大きな影響が生じています。

### ア. 新たな課題

「新しい生活様式」の実践に伴い、文化施設における催物の開催にあたっては、収容人数に制限が必要となる場合や、感染症拡大時には観客を伴う催物の開催自体が困難となる場合が生じました。特に、文化施設における催物については、観客の有無は重要な要素の一つであるため、収容人数を制限又は無観客で行うことは、文化芸術活動やその鑑賞のあり方にも大きな影響を与えています。

### イ. 取組の方向性

これらの状況を踏まえた新たなニーズとして、インターネットを用いたオンライン配信が挙げられます。オンライン配信には、ライブ配信のほか、録画・録音配信もあり、主催者が催物の内容や目的に応じて、最適な手法を選択することとなります。特に、文化施設における催物の開催については、オンライン配信は会場に集わなくとも文化芸術活動や鑑賞ができる点で「新しい生活様式」とも相性が良く、その環境整備へのニーズが高まっています。

これらの期待を具現化するために、以下の取組を進めます。

#### ■ オンライン配信環境の整備

新しい生活様式を踏まえた文化芸術振興を図るため、オンライン配信等が可能となるよう、施設利用者向けのインターネット環境について、令和3年度中に整備します。

あわせて、指定管理者の持つ資源を活用することにより、提供できるサービスについても指定管理者とともに引き続き検討します。

#### ■ 文化施設における文化芸術の鑑賞及び文化芸術活動への参加手法の充実

文化施設におけるオンライン配信の活用は、新型コロナウイルス感染症による影響を補う手法として期待されていますが、オンライン配信という手法が世間に一定程度浸透したことで、会場で参加・鑑賞することの価値が改めて注目されることにもなりました。

市では、文化施設における文化芸術活動への参加及び文化芸術の鑑賞機会の提供と、オンライン配信のできる環境の整備とを両輪と捉え、主催者と参加者の双方にとって最適な選択肢を提供することで、施設の更なる利便性の向上を目指します。

## 市民交流施設・文化施設のあり方

～追補版～

令和4年2月

---

西東京市生活文化スポーツ部文化振興課  
〒188-8666 西東京市南町五丁目6番13号  
電話：042-420-2817（直通）  
メールアドレス：bunka@city.nishitokyo.lg.jp